



2018年5月18日

各位

上場会社名 シナネンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 崎村 忠士
(コード番号 8132 東証第一部)
問合せ先責任者 総務法務部長 中西 信昭
(TEL 03-5470-7185)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月26日開催予定の第84期定時株主総会に定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものです。
- (2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、現行定款第20条（選任）につきまして補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨の規定を新設するものです。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条項の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2018年6月26日（予定）

以上

現行定款	変更案
<p>第2条（目的）</p> <p>本会社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国人の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1. 下記物品の製造、売買及び輸出入 1) ～24) (条文省略)</p> <p>2. 土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設各工事の<u>請負及び設計・監理</u></p> <p>3. ～6. (条文省略)</p> <p>7. 不動産の管理、賃貸、売買、仲介及び測量</p> <p>8. スポーツ施設その他各種娯楽施設の賃貸及び経営</p> <p>9. 店舗、駐車場その他施設の賃貸及び経営</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>11. 自動車及びその部品の販売、賃貸、修理及び解体</p> <p>12. 貨物自動車運送業及びその<u>配達請負</u></p> <p>13. ～27. (条文省略) (28号から40号まで新設)</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>1) ～24) (現行どおり)</p> <p>2. 土木、建築、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設各工事の<u>企画、設計、施工及び監理</u></p> <p>3. ～6. (現行どおり)</p> <p>7. 不動産の管理、<u>保全</u>、賃貸、売買、仲介及び測量</p> <p>8. スポーツ施設その他各種娯楽施設の賃貸、<u>管理及び経営</u></p> <p>9. 店舗、駐車場その他施設の賃貸、<u>管理及び経営</u></p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>11. 自動車及びその部品の販売、賃貸、修理、<u>整備、板金塗装及び解体</u></p> <p>12. 貨物自動車運送業及び<u>貨物自動車利用運送事業</u></p> <p>13. ～27. (現行どおり)</p> <p><u>28. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の修理、保守及びメンテナンス並びに附帯工事</u></p> <p><u>29. 自転車のレンタル</u></p> <p><u>30. 古物営業法に基づく古物営業</u></p> <p><u>31. 電気・通信設備、空調設備、給排水設備、消防用設備、昇降機設備の運転、保守点検及び修理</u></p> <p><u>32. 貯水槽の清掃及び水質検査</u></p>

定款新旧比較表

(下線は変更部分を示します。)

<p><u>28.</u> 当社の目的に関係ある営業に対する投資</p> <p><u>29.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務及び事業</p>	<p><u>33.</u> 害虫駆除消毒業務</p> <p><u>34.</u> 労働者派遣事業</p> <p><u>35.</u> 有料職業紹介業</p> <p><u>36.</u> 企業・病院・団体・行政機関等の下記業務に関する代行、請負及び受託</p> <p><u>1) 受付、案内及び電話交換業務</u></p> <p><u>2) 計算事務及び一般事務処理業務</u></p> <p><u>3) 社会保険及び福利厚生等の事務処理業務</u></p> <p><u>4) 売店の経營業務</u></p> <p><u>37.</u> 各種生産工場の製造過程における組立、検査、仕上及び梱包作業等の請負</p> <p><u>38.</u> 葬儀・火葬業務</p> <p><u>39.</u> 給食調理・食器洗浄業務</p> <p><u>40.</u> クリーニング及びリネンサプライ業務</p> <p><u>41.</u> (現行どおり)</p> <p><u>42.</u> (現行どおり)</p>
<p>第20条 (選任)</p> <p>1. ～ 3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第20条 (選任)</p> <p>1. ～ 3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 本会社は、法令又は定款で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>